

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、印刷仕上げの工程における作業に従事していた。

請求人によれば、作業中に重い物やすべりやすい物を指に力を入れて取り扱ったことが原因で親指が痛くなったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C医院に受診し「右母指ばね指」と診断された。また、同月〇日、D病院に転医し「右母指ばね指、右母指狭窄性腱鞘炎」と診断された。

請求人は、上記疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人が従事してきた上肢作業が原因で「右母指ばね指、右母指狭窄性腱鞘炎」(以下「本件疾病」という。)を発症した旨主張している。

(2) ところで、上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務起因性については旧労働省(現:厚生労働省)労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」(平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考えるところから、以下、認定基準に基づき本件について検討する。

(3) 「上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間(原則として6か月程度以上)従事した後に発症したものであること」について

請求人は、会社において平成○年○月より平成○年○月まで○部に所属し、包装作業、チラシ折作業、ちぎり作業に従事していたことが認められるところ、当審査会としても、決定書理由に説示する請求人が主張する作業状況を踏まえると、請求人は、「上肢等に負担のかかる作業」に相当期間従事していたものと判断する。

(4) 「発症前に過重な業務に就労したこと」について

請求人の発症前3か月間の作業内容は、決定書理由に説示するとおりであるところ、当審査会において、改めて一件記録を精査するも、同期間における請求人の労働時間は、いずれの月も所定労働時間を下回っており、検品作業についてみると、作業工程の10%以下で、請求人の作業内容においても月単位で10%以下である。また、長時間作業や連続作業はなく、他律的かつ過度の作業ペースは認められず、作業環境についても不適切なものとは認められない。

請求人は包装作業、チラシ折作業、ちぎり作業、ハンドリフト等を用いての作業は過重であった旨述べるが、一件記録を精査するも、請求人は常時これらの作業を行っていたものではなく、同僚の申述からもこれらの作業が指に負担がかかるものであったとは認められない。

したがって、当審査会としても、請求人は、本件疾病発症前に過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

(5) 本件疾病に関する医学的判断について

E医師及びF医師の各意見書によると、業務との因果関係について、それぞれ「困難」、「不明」と所見されているところ、G医師は、意見書において、「母指は日常生活でも一般的に最もよく使う指であり、労働が占める割合が特別に多いわけではない。(中略)当該労働に起因する労働災害と認めるのは困難。」と述べている。当審査会としても、請求人の作業内容、本件疾病の医学的知見等を踏まえると、G医師の意見は妥当であると判断する。

(6) 以上のことから、当審査会としても、請求人の本件疾病は認定基準の要件を満たしているものとは言えず、請求人に発症した本件疾病と業務との間に相当因果関係は認められないものと判断する。

(7) なお、請求人は、握力が弱く仕事がきつかった旨を主張するが、認定基準に基づく当審査会の判断は上記のとおりであり、同主張は採用することができない。また、請求人は、配偶者によるDV等の家庭の事情等についての資料等を提出するが、本件は、本件疾病が業務上の事由により発症したと認められるか否かについて判断したものであり、請求人の家庭の事情により上記結論が左右されるものではないことを申し添える。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。